

★テーマの説明

① 雑がみを分別しよう！

雑がみとは、菓子箱やティッシュ箱、トイレットペーパーの芯といった紙類で、別途回収されている紙(新聞、折り込みチラシ、雑誌、段ボール、紙パック)以外のリサイクルできる紙のことです。普通ごみ(燃えるごみ)の中の3分の1以上が紙ごみで、その大部分が雑がみです。多くの雑がみは、普通ごみに混ぜて出され、燃やされています。今までごみとして捨てていた雑がみを分別し、資源分別回収に出して、ごみを減らしましょう。

② ペットボトルのキャップとラベルをはずそう！

ペットボトルにキャップやラベル、汚れがついていると、適切にリサイクルできません。ペットボトルを出すときは、キャップとラベルをはずして、ボトルを水ですすいでから、収集日に出しましょう。また、はずしたキャップとラベルは、プラスチック製容器包装の収集日に出しましょう。

③ 生ごみの量を減らそう！

岐阜市では、普通ごみ(燃えるごみ)の中の4分の1が生ごみで、その中の3分の1がまだ食べられる食品、いわゆる食品ロスです。生ごみは80%以上が水分なので、ごみ袋の中にたくさんある生ごみが入ると、袋が重くゴミ出しが大変です。生ごみの量を減らすために、3キリ・ダンボールコンポストに積極的に取り組みましょう。3キリとは、食べきり(食べ残さない)・使いきり(食材をムダにしない)・水きり(生ごみを水きりしてゴミ箱へ)の3つ。ダンボールコンポストとは、ダンボール箱に専用の基材を入れて、微生物の働きによって生ごみをたい肥にする方法です。

④ プラマークのついた資源ごみを分別しよう！

プラスチック製容器包装とは、食べ物などの商品を包んでいる袋やパックで、中身を取り出したらいらなくなる、プラスチック製のものです。プラマークのついた資源ごみは、プラスチック製容器包装の収集日に集められて、プラスチック製品などに生まれ変わります。プラマークのついた資源ごみを分別し、リサイクルしましょう。

⑤ 不法投棄禁止！

どんな人も、決められた場所以外にごみを捨てるることは法律で禁止されています。でも、このルールを無視して、山や川の近くにゴミをこっそり捨てる人がいます。このように勝手にごみを捨てるのを不法投棄といいます。最近は、冷蔵庫や洗濯機などの家電製品の不法投棄も増えていて、大きな問題になっています。みんなの自然を守るためにも、不法投棄は絶対に許してはいけません。

⑥ 混ぜればごみ、分ければ資源！

限りある資源を大切に使うため、私たちが捨てた「古紙」は「紙製品」へ、「空き缶」は「鉄製品」へとリサイクルされています。このように適切にリサイクルするには、わたしたちが、しっかりと分別をすることが大切です。ビン・カン・ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光管や乾電池、紙類・古着、食用油などは全部、資源です。ごみとして捨てず、分別しましょう。

⑦ 繰り返し使おう！

今はとても安価な、さまざまなおもちゃや消耗品がいっぱいあり、壊れてしまったものを修理してまで使うことは少なくなっています。壊れては捨てて、また新しいものを買ってばかりでは、ごみは増えてしまいます。ひとつの物に愛着を持って、長く使いましょう。